

最高裁秘書第3480号

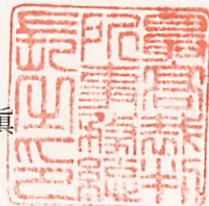
令和3年11月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 司法行政文書の開示についての通知書

10月11日付け（同月12日受付、第030576号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）抜粋（片面で2枚）
- (2) 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）抜粋（片面で2枚）
- (3) 平成28年8月18日付け契約書抜粋（片面で2枚）
- (4) 平成29年9月14日付け契約書抜粋（片面で2枚）

##### 2 提供しないこととした部分とその理由

1の(3)及び(4)の各情報には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（代表者印の印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率	備考
--------------	------------------------------	----------	-------------------	--------------------------	---------	---------	-----	----

裁判事務支援システムの開発請負等			富士通㈱ 神奈川県川崎市中原 区上小田中4-1-1					
------------------	--	--	---------------------------------	--	--	--	--	--

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率	再就職の役員の数	備考
--------------	------------------------------	----------	-------------------	-------------------------------------	---------	---------	-----	----------	----

裁判事務支援システムの工程管理支援等			アビーム・コンサル ティング㈱ 東京都千代田区丸の内1-4-1								
--------------------	--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--



最高裁判所

020000

最高裁判所

契約書

契約書

## 契 約 書

次期裁判所事件処理システム開発基本計画策定等（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者アビームコンサルティング株式会社とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

### （業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 次期裁判所事件処理システム開発基本計画策定等
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金 22,995,576 円

（うち消費税及び地方消費税額 金 1,703,376 円）

### （成果物の納入期限及び場所）

第2条 成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (2) 納入場所 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

### （契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

### （権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
(下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

### （検査及び納入）

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成28年8月18日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦  


受注者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
アピームコンサルティング株式会社  
代表取締役社長 岩澤俊  




農林省  
農業機械試験場  
農機MB1707

## 契 約 書

次期裁判所事件処理システムの調達支援等（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者アビームコンサルティング株式会社とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

### （業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 次期裁判所事件処理システムの調達支援等
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金 19, 332, 000 円

（うち消費税及び地方消費税額 金 1, 432, 000 円）

### （成果物の納入期限及び場所）

第2条 成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 納入期限 平成30年3月30日
  - (2) 納入場所 東京都千代田区隼町4番2号・最高裁判所
- （契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

### （権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。（下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。  
（検査及び納入）

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成29年9月14日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之



受注者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
アピームコンサルティング株式会社  
代表取締役 岩澤俊

